

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 台風 19 号等により被災した保育所等への対応について事務連絡が発出される
（厚生労働省） 1

◆台風 19 号等により被災した保育所等への対応について事務連絡が発出される（厚生労働省）

台風 19 号に伴う災害による被害の発生に伴い、本日 3 つの事務連絡が発出されています。

別紙 1 は、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の受入れに係る緊急的対応及び職員の応援確保について、別紙 2 は、保育所等の人員基準の取扱いについて、被災地域へ職員を派遣した際の派遣元の保育所等において人員等の基準を配慮すること、別紙 3 は、利用者負担額、利用定員の弾力化について考え方が示されています。

（別紙 1 から一部抜粋）

- 1 令和元年台風第 19 号に伴う災害の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。（後略）

（別紙 2 から一部抜粋）

（前略）職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援

が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

被災地域への保育士等の派遣等の措置を講じたことに伴い、派遣元の保育所等において、保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で御配慮いただきますよう、関係市町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

(別紙 3 から一部抜粋)

1. 被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 24 条第 1 項等の規定により、教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等において、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分につきましても国と地方の補助割合に従い補助対象とすることとしております。

については、被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いいたします。

2. 利用定員について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 22 条及び第 48 条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。

については、各施設における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いいたします。

詳細は、別添の資料をご参照ください。

本会では各都道府県・市保育組織を通じて、被害状況の把握に努めております。各保育組織役員をはじめ、会員施設におかれましては、復旧へ向けた支援のため、情報把握・情報共有にご高配くださいますよう、よろしく願い申しあげます。